

資料編

【目次】

1 本計画策定の経緯	31
2 関係条例等	33
3 障害福祉サービス等についての説明	37
4 用語の解説	44

本計画策定の経緯

1 策定の経過

令和2年6月 25 日	第1回仙台市障害者施策推進協議会（諮問、計画策定）
10月 23 日	第2回仙台市障害者施策推進協議会（計画中間案骨子）
12月 1 日	第3回仙台市障害者施策推進協議会（計画中間案、パブリックコメント概要）
12月 17 日 ～令和3年1月 22 日	パブリックコメント実施
3月 5 日	第4回仙台市障害者施策推進協議会（パブリックコメント結果、答申案）
3月 16 日	答申

2 仙台市障害者施策推進協議会委員名簿(五十音順・敬称略)

委員名	所属・職名（）内は委員任期
阿部 一彦【会長】	東北福祉大学総合福祉学部 教授/社会福祉法人仙台市障害者福祉協会 会長
大坂 純【副会長】	東北こども福祉専門学院 副学院長
安達 文洋	仙台公共職業安定所 職業相談部長(平成31年4月1日から)
岩槻 利克	心のネットワークみやぎ 会長(令和2年3月31日まで)
奥田 妙子	社会福祉法人愛泉会 幸泉学園施設長
小野 彩香	特定非営利活動法人 Switch 副理事長・常務理事/ 特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会
小幡 佳緒里	仙台弁護士会(高齢者・障害者の権利に関する委員会委員)
川村 和久	かわむらこどもクリニック 院長/一般社団法人仙台市医師会 理事
菅野 淑江	特定非営利活動法人グループゆう 仙台市サンホーム園長
佐々木 寛成	佐々木歯科クリニック 院長/一般社団法人仙台歯科医師会 理事
柴田 和子	宮城県自閉症協会 副会長
鈴木 清隆	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 常務理事(令和2年3月31日まで)
清野 智賀子	みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチームセタ 代表
高橋 淳子	社会福祉法人共生福祉会 仙台ワークキャンパス園長
瀧澤 仁史	仙台公共職業安定所 職業相談部長(平成31年3月31日まで)
寺田 清伸	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 常務理事(令和2年6月1日から)
中嶋 嘉津子	仙台市障害者スポーツ協会 理事
中村 晴美	仙台市知的障害者関係団体連絡協議会 副会長
西尾 雅明	東北福祉大学せんだんホスピタル 副院長/一般社団法人仙台市医師会
支倉 敦子	全国膠原病友の会宮城支部 支部長/宮城県患者・家族団体連絡協議会 理事
原 新太郎	仙台市教育局学校教育部特別支援教育課長
三浦 剛	東北福祉大学総合福祉学部 教授
山下 はる奈	特定非営利活動法人シャロームの会 就労支援員・ピアスタッフ(令和2年6月1日から)

3 中間案への意見募集(パブリックコメント)

(1)意見募集期間

令和2年12月17日(木曜日)から令和3年1月22日(金曜日)

(2)意見募集方法

- ・市政だより(令和3年1月号)及び市ホームページに掲載
- ・本市施設等における配布・閲覧の実施
 - 各区役所・総合支所の総合案内及び障害高齢課・保健福祉課、
 - 障害福祉部各公所(障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、
 - 北部及び南部発達相談支援センター)、市民のへや、市政情報センター、
 - 宮城野区・若林区・太白区情報センター、
 - 各市民センター、図書館、仙台市福祉プラザ等
- ・障害福祉関連の各種団体、障害福祉サービス事業所・施設、特別支援学校、精神科病院への送付
- ・関係附属機関等の委員や障害者相談員への送付

(3)意見提出方法

専用はがき、郵送、電子メール、ファクス、みやぎ電子申請、その他障害に応じた提出方法

(4)情報保障

- ・点訳版を各区役所・総合支所及び障害者総合支援センターに閲覧用設置
- ・ルビ付き版、平易版(わかりやすい言葉づかいで記載したもの)及びテキストデータを市ホームページに掲載

(5)意見提出数・件数

- ・提出数 13件(内訳 専用はがき6、みやぎ電子申請4、電子メール2、ファクス1)
- ・意見件数 42件

(6)意見の内訳

項目	件数
計画全般	4件
第1章 計画策定の概要	3件
第3章 到達目標	4件
第4章 障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策	5件
第5章 障害者施策を推進するための方策	5件
第6章 計画の推進	2件
事業・サービス等	16件
その他	3件
合計	42件

関係条例等

1 仙台市障害者施策推進協議会条例

昭和 63 年 12 月 20 日

仙台市条例第 128 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により審議会その他の合議制の機関として設置する仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）及びその委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 6、3・平 13、10・平 17、3・平 23、10・平 24、3・改正）

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験者
- 三 障害者
- 四 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 五 市の職員

（平 6、3・改正）

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（平 24、3・改正）

(専門委員)

第 4 条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第 2 条第 2 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則（平6、3・改正）

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成6年5月規則第49号で、平成6年6月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に仙台市心身障害者対策協議会の委員である者は、その際改正後の第2条第2項の規定により仙台市障害者施策推進協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が仙台市心身障害者対策協議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

3 改正後の第2条第2項第3号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成7年5月31日までとする。

附 則（平13、10・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平17、3・改正）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成17年8月規則第92号で、附則ただし書に係る規定は、平成17年8月10日から施行)

附 則（平23、10・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平24、3・改正）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、市長が定める日から施行する。

(平成24年5月規則第54号で、附則第1項ただし書に係る規定は、平成24年5月21日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に仙台市障害者施策推進協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

2 仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針

平成30年3月8日
仙台市障害者施策推進協議会決定

第1 趣旨

仙台市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める次に掲げる事務を一体的に行い、障害者施策の継続的な改善と向上を図るものとする。

- 1 障害者基本法第36条第1項第2号に定める障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること
- 2 障害者総合支援法第88条の2に定める市町村障害福祉計画に係る調査、分析及び評価すること
- 3 児童福祉法第33条の21に定める市町村障害児福祉計画に係る調査、分析及び評価すること

第2 計画

この方針において、計画とは、仙台市障害者保健福祉計画、仙台市障害福祉計画及び仙台市障害児福祉計画をいう。

第3 監視等

この方針において、監視等は、監視、調査、分析及び評価をいい、次の手法により行うものとする。

1 監視

協議会は、次のアからエまでに掲げる事業等について、毎年度、前年度の状況又は見込み量の推移等を基に進捗状況に関する資料を作成する。

- ア 仙台市障害者保健福祉計画に掲載されている事業
- イ 仙台市障害者保健福祉計画に掲載されていない新規事業等
- ウ 仙台市障害福祉計画及び仙台市障害児福祉計画に掲げる数値目標及び見込み量
- エ 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例(以下「条例」という。)に基づいて実施する事業

2 調査

協議会は、障害者やその家族、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業所、有識者等に対し、面談又は懇談会若しくは簡易な調査票配布等により、障害者やその家族の生活の状況、障害福祉サービスの利用意向、事業所の運営状況、条例に基づく事業や相談の実施状況などに関する調査を行う。

3 分析及び評価

協議会は、1監視及び2調査のほか、仙台市が行う障害者等保健福祉基礎調査等に基づき、各事業等の取組状況や障害者の生活実態等を総合的に分析し、計画及び条例に基づく事業の進捗及び達成状況に係る総合的な評価について審議する。

第4 監視等の進め方

監視等の進め方は、毎年度、協議会において決定する。ただし、第3の1監視に係る資料については、毎年9月を目途に作成するものとする。

第5 その他

(1) 結果の公表

監視等に係る資料として協議会に提出されたもの及び審議経過については、協議会の資料として公表する。

(2) 監視等に基づく意見等

協議会は、監視等に基づき、必要に応じ、仙台市の障害者施策について意見を述べるものとする。

障害福祉サービス等についての説明

本編第4章の「3 見込量」に記載する障害福祉サービス等について、事業内容を項目ごとに説明します。

1 障害福祉サービス

①訪問系	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害により、行動上著しい困難があり常時介護を必要とする方に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に、移動に必要な情報の提供や移動の援護などの外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い方に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
②日中活動系	生活介護	日中、常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、理学療法、作業療法など、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	企業などに雇用を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
	就労継続支援A型	企業などに雇用されることが困難な方に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います(雇用契約を結びます)。
	就労継続支援B型	企業などに雇用されることが困難な方に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います(雇用契約を結びません)。
	就労定着支援	一般就労に移行した方の就労に伴う生活面の課題に対して、企業・自宅などへの訪問や、必要な連絡調整や指導・助言等を行うことで、本人の就労の継続を図ります。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、主に昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の支援を行います。

	短期入所(福祉型、医療型)	自宅で介護を行っている方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
③ 居住系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	施設入所支援	施設に入所する障害のある方に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	地域生活支援拠点等	障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった居住支援を行います。

2 相談支援

計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時のサービス等利用計画案の作成、サービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行います。また、作成された計画が適切かどうかモニタリング期間ごとに検証し、必要に応じて見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設などに入所している方や精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活移行に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障害のある方に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

3 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

児童発達支援	障害のある児童や発達に不安のある児童が、日常生活における基本的動作や知識などを習得し、集団生活に適應することができるよう支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童や発達に不安のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	訪問支援員が保育所や幼稚園等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適應のための専門的な支援などの必要な支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重い障害等により外出が困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作や知識などを習得して集団生活に適應することができるよう支援を行います。
福祉型障害児入所施設・医療型障害児	障害児入所施設や指定医療機関に入所する障害のある児童

入所施設	に対して、保護、日常生活の指導、治療などを行います。
障害児相談支援	障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)の利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、支給決定後の連絡調整、「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、作成された計画が適切かどうかモニタリング期間ごとに検証し、必要に応じて見直しを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人工呼吸器等の医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害児などが地域で安心して暮らしていけるようにするための支援を総合的に調整する者を指します。
障害児等保育事業	保育施設等において保育が可能な、障害等のある生後5か月以上の児童の保育を行います。
放課後児童健全育成事業	就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、児童館等において適切な遊びや生活の場を提供します。

4 発達障害のある方等に対する支援

発達障害者支援地域協議会	自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある方等への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係者で構成する協議会を指します。
発達障害者支援センター	発達障害の早期発見、早期の発達支援などのために、発達障害のある方、その家族、関係者に対して、専門相談、情報の提供、助言などを行う機関を指し、仙台市では北部及び南部アークを指します。
発達障害者地域支援マネジャー	発達障害児者の支援に相当の経験と知識のある社会福祉士など、市町村、事業所、医療機関など関係機関の連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的に行うことができる者を指します。
ペアレントトレーニング	障害のある児童の保護者を対象とし、児童の行動変容を目的に、褒め方や指示などの具体的な教育スキルを獲得することを目指したトレーニングを行います。
ペアレントプログラム	保護者が子どもの特性を知り、関わり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的とした子育て支援のプログラムを指します。ペアレントトレーニングの前段階の基本トレーニングとして位置づけられます。
ペアレントメンター	発達に不安のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者を指します。ペアレントメンターは、子どもの発達に不安を抱える保護者に対し、地域資源に関する情報を提供するとともに、孤立感や不安を軽減するようサポートを行います。

ピアサポート	同じような悩みや背景を持つ人、障害のある方同士が、対等な立場で互いに支え合うことを指します。(ピア/peer は仲間や同僚の意味)
--------	---

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場	仙台市では、仙台市精神保健福祉審議会を保健、医療、福祉関係者による協議の場として位置づけ、「仙台市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議を行います。
---------------------	---

※精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助及び自立生活援助については、「1 障害福祉サービス」と「2 相談支援」に記載の事業のうち、対象を精神障害のある方に限定したものになります。

6 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センター	仙台市では、地域の相談支援事業所等の相談支援従事者に対し、訪問等による総合的・専門的な指導助言や、研修会等を通じた人材育成、地域の相談機関との連携強化の取組を実施します。
------------	---

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県の実施する、虐待防止・権利擁護に関する研修への参加や相談支援従事者初任者研修の聴講などにより、支援の質の向上に努めます。
実地指導等	指定障害福祉サービス事業所等の実地において、自立支援給付等に関して必要があると認める場合に「実地指導」、新たに指定した場合に「新規事業所訪問」、不正の疑いがある場合等に「監査」を行います。
集団指導	指定した障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合、または、自立支援給付等に関して必要があると認める場合に、その内容に応じ、講習等の方法により行います。

8 地域生活支援事業

① 必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	自発的活動支援事業	障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。
	障害者相談支援事業	障害のある方、その保護者、支援者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や社会資源の活用のための援助を行い、自立した生活ができるように支援します。

① 必須事業	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害のある方や精神障害のある方などが制度を利用しやすくなるよう、一定の条件のもと、家庭裁判所への申し立てに係る費用や後見人などに支払う報酬分の費用について補助を行います。
	意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳や音訳などによる情報提供など、聴覚障害や視覚障害のある方に対する意思疎通を支援します。また、意思疎通が困難な障害のある方が入院した場合に、本人の意思を理解し伝えることができるホームヘルパーをコミュニケーション支援員として病院に派遣します。
	日常生活用具給付等事業	重い障害がある方などに対して、日常生活の便宜を図るために介護・訓練支援用具など6種の用具の購入費等を支給します。(仙台市では、令和3年1月に給付事業から支給事業に切り替え)
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある方との交流活動の促進、理解啓発などの支援者として手話奉仕員の養成研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方が外出するための支援を行います。
	地域活動支援センター(基礎的事業・機能強化事業)	地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。
	発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センターとして位置づけられる発達相談支援センター(南北アーチル)において、来所や訪問による相談を受け付けます。
	障害児等療育支援事業	障害のある方や障害のある児童、その家族の様々な相談に応じて療育指導を行うことにより、地域生活を支援します。
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	特に専門性の高い意思疎通支援を行う者(手話通訳者と要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者)の養成研修を行います。
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者と要約筆記者の広域派遣を行います。また、盲ろう者通訳・介助員の派遣も行います。
	精神障害者地域生活支援広域調整等事業	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整業務を行うために、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置します。 また、精神障害の当事者としての視点を活かして、精神障害のある方が自らの疾患や病状について正しく理解することを促し、退院への意欲を喚起するため、ピアスタッフの採用を行い地域移行・地域定着を支援します。
	発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	発達障害者支援地域協議会(39ページに説明あり)を運営します。

②任意事業	福祉ホームの運営	住居を必要とする障害のある方に対して、低額な料金で居室や設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供し、地域生活を支援します。
	訪問入浴サービス	自宅の浴槽で入浴が困難な重い身体障害のある方に対して、自宅への訪問により入浴などのサービスを行います。
	生活訓練等	日常生活に必要な訓練を行うことに対する支援を行います。
	日中一時支援	自宅で介護を行っている方が、病気や冠婚葬祭、休息をとる場合などに、日中一時的に、施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	地域移行のための安心生活支援	地域生活への移行や定着を支援するため、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置を行います。仙台市では、地域生活支援拠点においてこれらの支援を行います。
	巡回支援専門員整備	障害のある児童等の要支援児が利用している児童館において、要支援児への適切な対応を図るため、学識経験者が児童の様子を観察し、児童館職員への助言等を行います。
	レクリエーション活動等支援	障害のある方の体力向上や交流・余暇活動などの推進、障害者スポーツの普及を目的とした、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。
	芸術文化活動振興	障害のある方の芸術・文化活動を支援する講座などを実施します。
	点字・声の広報等発行	点訳、音訳などにより、市政だよりや視覚障害者等関係事業、生活情報など地域生活をするうえで必要な情報を定期的に提供します。
	奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を行います。
障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業	意思の表出に高い困難性を有する重い障害がある方が、重度障害者用意思伝達装置等を活用しコミュニケーションを取り続けられるよう、技術的な支援をします。	

9 地域生活支援促進事業

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	発達障害のある方が日頃から受診するかかりつけ医などに対して、発達障害に関する研修を実施します。
発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援センターの地域支援機能を強化するとともに、家族支援体制を整備することで、発達障害のある方に対する乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行います。
障害者虐待防止対策支援事業	障害のある方への虐待の未然防止や早期発見、虐待発見時の迅速な対応などにつなげるため、研修会の開催や相談受付体

	<p>制の強化、虐待を受けた方の保護及び安全確保のための体制整備などに関する取組を行います。</p>
<p>医療的ケア児等総合支援事業</p>	<p>医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター等を養成する研修を実施します。また、医療型短期入所の利用希望者が円滑にサービスを利用するための調整や、事業所間の連携強化等を図るためのコーディネーターの配置等を行います。</p>
<p>成年後見制度普及啓発事業</p>	<p>研修会などの開催やパンフレット・ポスターなどの作成を通じて、成年後見制度の利用を促進し、障害のある方の権利擁護を図ります。</p>
<p>発達障害児者及び家族等支援事業</p>	<p>ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの実施、ピアサポートの推進等により、発達障害児者やその家族に対する支援体制を整備します。</p>
<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業</p>	<p>保健・医療・福祉関係者による協議の場（仙台市精神保健福祉審議会）を通じて、地域課題の共有化を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。具体的には、精神障害者家族支援事業や精神障害者退院促進支援事業、災害時地域精神保健福祉体制整備事業、地域移行関連研修を実施します。</p>
<p>障害者 ICT サポート総合推進事業</p>	<p>視覚障害のある方に ICT 機器の紹介や利用に係る相談等を実施するとともに、インターネットを通じたサービス利活用や、ICT 機器の操作について支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行います。</p>
<p>重度訪問介護利用者の大学修学支援事業</p>	<p>重い障害のある方が大学等に修学するにあたり、大学等が支援体制を構築できるまでの間（原則として最長1年間）、大学等への通学中と大学等の敷地内における身体介護等を提供します。</p>

用語の解説

あ行

No.1 一般就労【初出 7ページ】

企業などに就職し、労働契約を結んで働く一般的な働き方。 ※関連用語 No.18「福祉的就労」

No.2 医療的ケア児【初出 4ページ】

日常的に経管栄養注入や痰の吸引、導尿補助などの医療的な生活援助行為を必要とする子ども。

か行

No.3 介護給付【初出 6ページ】

障害福祉サービスに係る費用として支払われる給付のうち、食事や入浴の介助等のいわゆる介護に関する給付。

No.4 訓練等給付【初出 6ページ】

障害福祉サービスに係る費用として支払われる給付のうち、就労訓練や生活訓練等の訓練に関する給付。

No.5 合理的配慮【初出 4ページ】

障害のある方が、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、負担になり過ぎない範囲で、その方の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。 ※関連用語 No.7「(障害を理由とする)差別」

No.6 心のバリアフリー【初出 5ページ】

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支え合うこと。

さ行

No.7 (障害を理由とする)差別【初出 4ページ】

「不当な差別的取扱い」をすること、または「合理的配慮」を提供しないこと。

「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯等を制限すること、障害のない方にはつけない条件をつけることなど。

「合理的配慮」とは、障害のある方が、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、負担になり過ぎない範囲で、その方の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。 ※関連用語 No.5「合理的配慮」

No.8 サポートファイル【初出 17ページ】

本人を中心とした一貫した支援が実現・継続するための連携ツールのこと。本人・保護者の願い(ニーズ)や、本人の発達経過や特性、医療機関や相談機関での相談記録や施設や学校での個別支援計画等

をこのファイルに綴り、支援者等の本人理解や支援者間での情報共有等に役立てる。主に移行期に活用することで効果が期待される。本人・保護者と支援機関等とが協働してファイルを作成し、本人・保護者が管理する。

No.9 指定難病【初出 5ページ】

「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、難病を「発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病」と定義している。指定難病は、難病のうち医療費助成の対象となるもので、厚生労働大臣が指定するもの。

No.10 重症心身障害児【初出 7ページ】

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重度心身障害と言い、その状態にある子どもを「重症心身障害児」、さらに成人した方を含めて「重症心身障害児者」という。仙台市では大島分類における広義の定義に基づき重症心身障害児者を定義している。

No.11 障害者法定雇用率(制度)【初出 4ページ】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主に対し、従業員の一定割合(法定雇用率)以上の割合で障害のある方の雇用を義務付けるもの。令和3年3月1日より法定雇用率が引き上げとなり、民間企業で2.3%、国・地方公共団体等で2.6%、都道府県等の教育委員会では2.5%となった。

No.12 小児慢性特定疾病【初出 5ページ】

18歳未満の児童(ただし、18歳到達時点において、医療費支給制度の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満の者を含む。)がかかっている、①慢性に経過する疾病であること、②生命を長期に脅かす疾病であること、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること、のすべての条件を満たす、厚生労働大臣が指定する疾病。

No.13 情報保障【初出 26ページ】

障害のある方が情報を入手するにあたって、代わりの方法(手話、要約筆記、点字、音声データなど)を用いて情報が得られるよう必要な支援を行うこと。※関連用語 No.21「要約筆記」

No.14 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム【初出 16ページ】

精神障害のある方が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたケアシステム。

た行

No.15 地域生活支援事業【初出 1ページ】

障害者総合支援法に基づき、地域の実情や利用者の状況に応じて、地方公共団体が柔軟な形態で実施することが可能な事業。※関連用語 No.16「地域生活支援促進事業」

No.16 地域生活支援促進事業【初出 17 ページ】

地域生活支援事業の中でも特に政策的な課題に対応する事業。※関連用語 No.15「地域生活支援事業」

は行

No.17 ピアサポーター【初出 15 ページ】

同じような悩みや背景を持つ方、障害のある方同士が、対等な立場で互いに支え合うことをピアサポート、ピアサポート活動を行っている方をピアサポーターという。(ピア/peer は仲間や同僚の意味)

No.18 福祉的就労【初出 27 ページ】

障害のある方が企業などで働くことが難しい場合に、就労継続支援事業所などで、一人ひとりに合わせた福祉サービスを受けながら働く働き方。※関連用語 No.1「一般就労」

ま行

No.19 盲ろう【初出 4 ページ】

視覚と聴覚の両方に障害のある方。それぞれの障害の程度によって、「まったく見えないし聴こえない」、「まったく見えないが少し聴こえる」、「少し見えるがまったく聴こえない」、「少し見えて少し聴こえる」など、その方により状況は大きく異なる。

や行

No.20 ユニバーサルデザイン【初出 5 ページ】

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

No.21 要約筆記【初出 22 ページ】

聴覚障害のある方への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。※関連用語 No.13「情報保障」